



ネット広告からの定期購入トラブルに注意！！

最近、ネット通販による定期購入トラブルの相談が増えております。また、その多くは、ネット広告から契約につながっております。「1回だけかと思ったら何度も送られてくる」などのトラブルにならないために、注意していただきたいことを紹介いたします。

◎確認するポイント◎

「**〇〇コース 通常価格 5000円⇒初回限定 500円**」のような宣伝文句のものは、初回限定と書いてありますが、定期的に複数回購入しなければならない場合があります。



「**初回限定 500円で購入する**」や「**お得な〇〇コースに申し込む**」などの購入アイコンの下部に、小さな文字で書いてある説明事項は必ず読みましょう。特に「何回購入が条件か」や「総支払金額」などは必ず確認するようにしましょう。

「**返品・返金について**」や「**返品特約**」、「**キャンセルポリシー**」は必ず読みましょう。返品保証をうたっていても、条件が厳しかったり、規約で定められている回数分は購入しなければならなかったりする場合がありますので注意しましょう。

❗返品不可

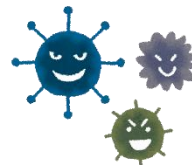
通販サイトのホームページを一番下まで移動すると、「**特定商取引法に基づく表記**」というものがあります。事業者の代表者名や連絡可能な電話番号が記載されているかを必ず確認しましょう。それが無いサイトは、詐欺を疑いましょう。

トラブルにならないために

- すべての契約に共通することですが、契約を結ぶ前に、「**どこで契約するのか**」、「**どんな契約をするのか**」、「**返品・キャンセルはできるのか**」などを必ず確認してください。
- 購入確認画面は、写真を撮るなどして記録に残しておきましょう。
- **通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。**
慎重に契約してください！！
- 困ったときは、すぐに消費生活センターに相談してください。



新型コロナウイルスに便乗した詐欺に注意



現在、各地で感染が広がっている新型コロナウイルスに便乗した詐欺や悪質商法が報告されています。

SMSに「マスクを無料配布します」というメッセージとURLが送られてきたり、「相場が上がる」と金の売買を持ちかけられたり、さらには、厚生労働省職員を騙って個人情報聞き出そうとする電話がかかってきたりと、手口は様々です。

うまい話、不安を煽る話は鵜呑みにせず、消費生活センターや警察などに相談するようにしましょう。

消費者トラブルにあった場合は消費者ホットライン『188』、土日祝日は警察『#9110』までお電話下さい。



消費生活無料法律相談会開催日



・4月 8日(水) [午後1時30分から]
・5月 13日(水) [午後3時30分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。



～消費者生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁1階)
《開設時間》午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》0235-66-5451

相談してケロ!



☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452

